

農業・農村の再生に向けた農業委員会制度・組織改革に関する意見書

国は、農業を成長産業として捉えて、農業者の所得増加に向けた「新たな農業・農村政策（4つの改革）」に取り組んでいますが、農業委員会系統組織は、その一翼を担う組織として自ら組織改革に取り組み、農地の有効活用に向けた新たな農地制度の適正な執行、農地中間管理事業や「人・農地プラン」に基づく担い手への農地集積を推進しているところであります。

こうした中、政府の規制改革会議がまとめた「農業改革に関する意見」では、農業委員会、農業生産法人、農協の3つの見直しが提言され、更に、産業競争力会議においても、これら3つの改革をセットで断行するとしています。

農業委員会系統組織の見直しに関しては、農業委員の公選制の廃止、農地権利移動の許可制から届出制への移行、意見の公表等の法令業務からの除外、県農業会議・全国農業会議所制度の廃止などが明記されています。

一方、去る6月10日に与党が取りまとめた「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」では、現場の取り組みを勘案・評価した上で、一定の方向性が打ち出されたところであります。

つきましては、地域の農地を守り活かし、農業者の代表として活動している農業委員会系統組織が、農業・農村の再構築の視点で、今後も農業者の所得倍増の推進機関として機能を果たしていけるよう、次の事項の実現について強く要請いたします。

記

1 「代表制」を担保する「公選制」と同様の仕組みの検討

「公選制」に基づき、地域から「代表」として選ばれ、地域から信任を得た農業委員だからこそ、地域の貴重な資源である農地の確保や権利移転などの業務に責任をもって取り組むことができるが、仮に、公選制を見直す場合には、「代表制」を担保する「公選制」と同様の仕組みを創設すること。

2 「県農業会議・全国農業会議所制度」の存続

これまで農業委員会系統組織は、地域の実情に精通した農業委員の活動を基礎に、「土地と人・経営」に関する業務を推進してきている。

今後とも、農業・農村の再構築に取り組む中で、広域化する農地の管理業務への対応には、農業委員会系統組織を通じた情報の共有・伝達などの連携は、必要不可欠となっている。

また、優良農地を確保するために、県農業会議が行う農地法等に基づく知事等からの

諮問答申業務は、農地の課題が複雑・多岐になる中で、農地の広域調整に向けて今後益々重要になっている。

このため、業務の複雑・広域化に対応し、農業者の声を届け繋げる役割を果たすためにも、県農業会議の機能・役割を縮小することなく、引き続き、「農業委員会等に関する法律」の中に位置づけ、「県農業会議・全国農業会議所制度」を存続すること。

3 農業委員会の役割の明確化と機能強化

農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化に対する支援や、遊休農地の所有者等に対する意向確認など、多様化する農地に関する活動に対しては、地域の実情を熟知し、地域に軸足を置いた農業委員による農業者との顔の見える活動が重要となっている。

このため、農地の出し手と受け手の掘り起こしやこれらの意向を把握したマッチング活動、農地所有者への意向調査などの活動を、農業委員会の業務として明確に位置付けるとともに、農業委員及び事務局職員の適正確保や委員報酬の引き上げなど、それらのための十分な財源確保に努めること。

なお、「農地利用最適化推進委員（仮称）」については、農業委員との役割分担を明確化するとともに、現場で十分に活動することができるような仕組みを検討すること。

4 農業生産法人の要件の堅持

農業生産法人要件の緩和による株式会社の農地取得を認めるよう要求する声が上がっているが、平成 21 年の農地法等の改正により、貸借による一般法人の農業参入の途は既に開かれている。また、そもそもの規制の意義である、農地と宅地等との価格差がもたらす投機目的取得の懸念や、採算を確保できず撤退し放棄された場合の農地の復元困難性などのリスクは、グローバル化の進展などでむしろ高まっていることから農業生産法人要件は、これを堅持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 20 日

伊 那 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
長野県知事 宛